訓令

埼玉県人事委員会訓令第一号

埼玉県人事委員会事務局

玉県人事委員会事務決裁規程 \mathcal{O} _ 部を改正する訓令を次 \mathcal{O} ように定める。

令和二年三月二十七日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

埼玉県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

埼玉県 人事委員会事務決裁規程 (昭 和四十六年埼玉県人事委員会訓令第一号) \mathcal{O}

一部を次のように改正する。

別表第三の一 職員の 勤務条件等に関 す る 事務 \mathcal{O} 項 人事委員会決裁事 項 \mathcal{O} 欄に 次 \mathcal{O}

ように加える。

5 職員の勤 務 時 間、 休暇等に 関す んる規 則 (埼玉県人事委員会規則十三—

第十九条の四に規定する承認をすること。

别 表第三の七職員の任用に関する事務 \mathcal{O} 項事務局長専決 事項 \mathcal{O} 1 中

条第三項」を「第二十二条の三第二項」 に改め、 同欄2中 「第二十二条第四項」を

「第二十二条の三第三項」に改める。

附則

」の訓令は、令和二年四月一日から施行する。